

一般社団法人日本超音波医学会新人賞選考内規

目的・意義

新人の医師ならびに工学研究者を対象に、超音波医学に興味と関心を持つ機会を積極的に提供することにより、将来的に超音波医学の臨床ならびに基礎的研究の中心的役割を担う可能性のある有望な人材を発掘することが目的である。

名称

本賞は、社団法人日本超音波医学会新人賞（以下「新人賞」という。）と称する。

対象

本賞は、各地方会学術集会において新人賞（公募）に応募し口頭発表された演題とし、症例報告、臨床研究、基礎研究いずれも可とする。

応募資格

- ① 本学会正会員、あるいは正会員になり得る資格を有する、もしくは将来有することが見込まれること。但し、受賞候補者として選考された後、受賞の条件として入会を求める。
- ② 大学卒業後 5 年以内とする。卒業年度などを証明する文書の添付を求める。
- ③ 既受賞者は除く。

選考

- ① 各地方会における選考委員会は地方会学術集会での発表時に採点を行い、最高得点取得者 1 名を新人賞受賞候補者として選ぶ。（同一年度に地方会を複数回開催した場合においても、各年度につき 1 名を選出する）
- ② 新人賞受賞候補者に対して各地方会事務局が受賞の意思および日本超音波医学会への入会などの所定の手続きを終えたことを確認し、領域別の新人賞応募演題数などと共に学会事務局に届け出る。
- ③ なお、受賞を希望しない場合には、点数順に次点を繰り上げる。
- ④ 顕彰委員会において、各地方会代表の受賞候補者の適格性を確認した上で受賞者を決定する。

表彰

- ① 受賞者は受賞該当地方会学術集会後、直近に開催される日本超音波医学会学術集会において学術発表を行い、理事長が表彰する。
- ② 受賞者には賞状及び副賞（金五万円）および日本超音波医学会学術集会参加のための交通費を贈呈する。
- ③ 受賞者本人の学術集会参加費を免除する。
- ④ 止むを得ない理由により受賞者が学術集会に参加できない場合には、必ず代理人が学術発表を行う。但し、受賞者が自ら発表しなかった場合には交通費は支給しない。